

南薩地域食育支援体制推進要領

1 趣旨

近年、農林水産業・農山漁村の持つ多面的機能が注目され、食料生産のみならず、国土保全、水源かん養、景観形成、伝統・文化の保存継承、都市住民への保健・休養の場の提供などのほか、生産活動体験等が子どもたちの人格の形成にも重要な役割を果たしていることが認められている。

このため、関係機関・団体による「食農教育」に係る支援体制を整備することにより、将来の社会を担う子供たちに、農林水産業・農山漁村の役割、食の楽しさや大切さについて理解を促す機会を創出する。

2 食育支援の種別と内容

種別 区分	農 業	林 業	水 産 業	流通・加工 食 と 健康
生産活動体験	野菜等の種まきから収穫までの作業体験など	植林や椎茸の種駒打ち込み作業等の体験など	定置網・地曳き網による魚獲り及び稚魚等の放流体験など	—
出前授業	学校からの要請に応じ、農業の役割と農産物の生産・流通の仕組みなど	学校からの要請に応じ、森林の役割や木材・椎茸などの生産と流通の仕組みなど	学校からの要請に応じ、水産業の役割や水産物の生産と流通の仕組みなど	学校からの要請に応じ、食と健康、販売、加工、食文化などについて
施設見学	栽培施設や農産物集選果施設、畑地かんがい施設、都市農村交流施設等の現地見学	木材加工施設、特用林産物加工施設等の現地見学	魚市場や水産加工施設、養殖施設等の現地見学	食や健康、販売、加工等に関する施設等の見学
調理・加工体験	生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される農産物を利用した調理・加工体験	生産活動体験で収穫された生産物や地域で生産される特用林産物を利用した調理・加工体験	生産活動体験で収穫された生産物や地域で穫れた魚介類を利用した調理・加工体験	—
情報提供	授業の教材になるような資料やパネル等の貸出及び提供、各施設や関係団体等の仕事内容の紹介DVDの提供等			

3 対象者

- (1) 市教育委員会等を通じて申込みのあった小学校、中学校等の生徒、教師及び保護者
- (2) 上記(1)以外の一般、保育所（園）、幼稚園、私学の小・中学校の生徒等、教師及び保護者とする。

4 食育支援リストの作成及び整備

食農支援リストの作成及び整備は以下の手順で実施する。

- (1) 南薩地域振興局農林水産部農政普及課は、8月末までに関係機関・団体等に食育支援リスト(様式1)の作成、見直しを依頼する。
- (2) 関係機関・団体等は、食農支援リストを毎年見直し、本人の同意を得た上で、9月末までに農政普及課に提出する。

また、必要に応じて「食農支援リスト登録用紙」(様式2)にて募集を行い、リストを拡充する。

5 食育教育支援の連携

食育支援の実施に当たっては、南薩教育事務所や各市教育委員会、農業開発総合センター茶業部、南薩家畜保健衛生所、南薩地域振興局農林水産部(農村整備課、林務水産課、農政普及課)、市(農政担当課、林務水産課、水産担当課)、農業協同組合、漁業協同組合、かごしま森林組合、九州農政局鹿児島県拠点、県立加世田常潤高等学校等の関係機関・団体と連携を図る。

また、生産活動体験等については、農林漁業者等の協力を得て実施する。

6 食育支援の窓口

総合窓口は、南薩地域振興局農林水産部農政普及課とし、支援の申込みに対する対応については、南薩教育事務所と農政普及課が分担して調整する。

7 食育支援の手続き及び調整

【公立小中学校からの食育支援の申込み】

(1) 食育支援の申込み

- ① 農政普及課は、10月末日までに次年度の食育支援リスト(様式1)を南薩教育事務所に提出する。
- ② 南薩教育事務所は、市教育委員会を通じて、各小中学校へ、食育支援リスト(様式1)及び「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-1)を送付する。
- ③ 支援を希望する学校等は、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-1)を12月10日までに、市教育委員会へ提出する。
- ④ 支援リストの内容に関する問合せは、リストの窓口担当が対応する。
- ⑤ 市教育委員会は、小中学校から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-1)を、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-2)にとりまとめ、必要に応じて推薦及び特記事項を記載のうえ、12月20日までに、南薩教育事務所に提出する。
- ⑥ 南薩教育事務所は、市教育委員会から提出された「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-2)を、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-3)にとりまとめ、必要に応じて特記事項を記載のうえ、12月28日までに、農政普及課に提出する。

(2) 食育支援の決定

- ① 農政普及課は、食育支援者と調整し、2月10日までに、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-3)により南薩教育事務所に通知するとともに、食育支援者へ「食育支援依頼書」(様式4)により依頼する。
- ② 南薩教育事務所は、農政普及課からの通知を受けて、市町村教育委員会及び小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-2)を送付する。
- ③ 市教育委員会は、南薩教育事務所からの通知を受けて、小中学校へ「食育支援申込書兼決定通知書」(様式3-1)を送付する。

(3) 各学校と支援者との連携

食育支援の決定通知を受けた小中学校は、食育支援者に連絡し、日程や内容等などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

【公立小中学校以外の一般対象者からの食育支援の申込み】

- (1) 公立小中学校以外の一般からの食育支援の申込は、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式5)により申込を農政普及課が受け付ける。
- (2) 農政普及課は、食育支援者と調整し、「食育支援申込書兼決定通知書」(様式5)により支援の可否を通知するとともに、食育支援者へ「食育支援依頼書」(様式4)により依頼する。
- (3) 食育支援の決定通知を受けた支援申込者は、食育支援者に連絡し、日程や内容等などの詳細を打合せ、効果的な食育活動の実践に努める。

8 食育支援にかかる経費

原則として、食育支援にかかる支援者への謝金、旅費、傷害保険料や、種苗費、土代、肥料代など材料等に係る経費は、食育支援を受ける小中学校、一般対象者が負担する。

9 食育支援にかかる実績報告

(1) 支援を受けた小中学校は、市教育委員会を經由して、支援を受けた日から1か月以内に「食育支援実績報告書」（様式6）を教育事務所に提出する。

教育事務所は、「食育支援実績報告書」（様式6）を農政普及課に進達する。

(2) 一般対象者は、支援を受けた日から1か月以内に「食育支援実績報告書」（様式6）を農政普及課に提出する。

10 その他

この要領に規定のない事項については、必要に応じて農政普及課と教育事務所で調整する。

附則 この要領は、平成21年9月16日から適用する。

附則 この要領は、令和4年10月24日から適用する。

食育支援申込書兼決定通知書

令和〇年〇月〇日

市町村教育委員会教育長 殿

所在地：
学校等名：
代表者名： 校長
連絡先：

〇〇地域食育支援体制推進要領第7の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
記

市町村名	学校名	支援希望企業・団体名	種別				メニュー				支援希望日時	支援の内容	場所	主な対象学年	人数	趣旨及びねらい	担当者名 連絡先	支援の可否	支援者		
			農業	林業	水産業	流通・加工・健康	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工										情報提供	
(例) 鹿児島市	(例) 鹿児島小	J A O O	○						○				7月	果樹の生産と流通	学校	小5	20	地域の気候に合った作物づくりや、スマート農業など最先端の農業についての理解	〇〇教頭 電話：〇〇-〇〇〇〇		団体名等： 担当者名： 連絡先：
																					団体名等： 担当者名： 連絡先：

食育支援決定通知

令和〇年〇月〇日

〇〇学校長 殿

貴校の食育支援申込について、〇〇地域食育支援体制推進要領第7の規定により、上記のとおり支援の可否が決定しました。
(支援可の場合)
ついては、効果的な食育活動が実践できるよう、食育支援者に連絡のうえ、日程や内容等の詳細を打合せてください。
なお、支援を受けた日から1ヶ月以内に食育支援実績報告書(様式6)を提出してください。

市町村教育委員会教育長

食育支援実績報告書

令和〇年〇月〇日

教育委員会教育長 殿
 教育事務所長 殿
 農政普及課長 殿

所在地：
 学校等名：
 代表者名：
 連絡先：

食育支援体制推進要領第9の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 支援内容等

月日	学年等	人数	実施場所	種別			メニュー				趣旨及びねらい	内容	支援団体等
				農業	林業	水産業 流通・加工・食と健康	生産活動	出前授業	施設見学	調理加工			

2 効果（対象者の変化など）

※写真、資料等を添付してください。
 ※提出期限：実施後1ヶ月以内